

新高額障害福祉サービス等給付費等に係るQ&A

【新高額障害福祉サービス等給付費について】

Q 1 「自立支援法施行以降において、65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービス係る支給決定を受けていた者であれば対象者となる。」とあるのは、自立支援法が施行された平成18年以降に65歳に達した者が、早くも平成13年からの5年間要件を満たしていれば対象者となるということか。それとも自立支援法施行後5年間条件を満たした者から対象者となり、対象者は早くも平成23年以降65歳に達した者であるということか。

A 新高額障害福祉サービス等給付費の対象者要件として算定されるのは、自立支援法全面施行（平成18年10月1日）以降において受けていた介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定の期間となるため、対象となるのは早くも平成23年以降に65歳に達した者である。

この期間の考え方については、1ヶ月の間に1日でも支給決定に係る有効日があれば、当該月を算定することとして差し支えない。

したがって、65歳の誕生日の前々日を終期として、継続して60ヶ月間支給決定を受けていた者が、他の要件を満たしているのであれば対象となる。なお、65歳の誕生日の前々日が65歳の誕生日の属する月の前月の場合は、誕生日の属する月の前月が60ヶ月目となる。

Q 2 要介護度ごとのサービス費用の上限額を超えるサービスを利用した場合、その超える部分の費用は全額自己負担となる（高額障害福祉サービス等給付費の対象外）との理解でよいか。

A お見込みのとおり。

既存の高額障害福祉サービス等給付費等における取扱いと同様、新高額障害福祉サービス等給付費の償還対象となるのは、あくまでも介護保険における区分支給限度基準額内における利用分についてである。

Q 3 新高額障害福祉サービス等給付費についても、介護保険法の規定による高額介護（予防）サービス費が優先されるとの理解でよいか。

A お見込みのとおり。

月額同士の優先順位については、取扱いを変更するものではない。

Q 4 高額介護（予防）サービス費が優先されるのであれば、高額障害福祉サービス等給付費の支給にあたって、高額介護（予防）サービス費の申請は必須か。

A 介護保険優先原則に関する規定の趣旨を鑑みれば、高額介護（予防）サービス費における償還を受けずに新高額障害福祉サービス等給付費の支給を受けることは、原則認められない。

Q 5 65歳時は非課税で新高額障害サービス等給付費の支給対象だったが、申請せず、翌年以降課税となった。この場合において、非課税であった期間に係る申請を遡って行うことは可能か。

A 可能である。

新高額障害福祉サービス等給付費の支給対象となる障害福祉相当介護保険サービスのあった月の属する年度（障害福祉相当介護保険サービスのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の市町村民税が非課税かどうかで判断を行うものである。

Q 6 仮に短期入所のみ支給決定がされていたが、60～65歳の間において、サービスをほとんど利用していない場合も対象となるのか。

A 対象となる。支給決定を受けていたか否かで判断するもの。

Q 7 「65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったことを要件とする。（40歳から65歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことのある者は対象とならない。）」とあるが、

- 生活保護受給中で、
- 60歳から65歳に達する前日まで5年間、介護保険相当障害福祉サービスを利用し、
- 40歳から65歳の間に生活保護10割で障害福祉相当介護保険サービスを併用していた者

は対象にならないと判断してよいか。

A 対象となる。生活保護制度において65歳未満の特定疾病該当者に対し支給される介護扶助については、介護保険法による保険給付を受けていたとはいえない。

Q 8 【新高額障害福祉サービス等給付費の支給主体について】の内容で、「支給決定障害者（障害福祉サービスと介護保険サービス併用者）については、支給決定市町村が新高額障害福祉サービス等給付費の支給主体となる。」「それ以外のケースについては、居住地市町村が新高額障害福祉サービス等給付費の支給主体となる。」とされている。

このことについて、具体例をご教示いただきたい。

A それ以外のケースとは、65歳以降に介護保険に移行し、障害福祉サービスの支給決定を受けていない場合を想定している。

居住地市町村以外が支給主体となるケースは、居住地特例が適用される場合を想定している。

Q 9 新高額障害福祉サービス等給付費の対象者要件の所得階層に関する考え方について、

- 65歳到達日前日は「低所得」又は「生活保護」（利用者負担に係る所得区分と同様）
- 65歳以降は「市民税非課税者」又は「生活保護」となっているが、65歳前後で所得の範囲は異なるのか。

A 所得階層についての考え方は同様である。

Q10 障害者自立支援法施行後も経過措置により、身体療護施設や身体・知的更生施設の支給決定を受けていたが、その後に施設入所支援と生活介護の支給決定を受けた者については、身体療護施設や身体・知的更生施設の支給決定についても対象の期間になるか。

A 経過措置により旧法施設に入所していた者であっても、法令上、介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定（とみなされるもの）を受けていた期間は、対象期間となる。

【高額介護（予防）サービス費【年額】等との併給調整について】

Q11 運用開始時期について、高額介護（予防）サービス費【年額】及び高額医療合算介護サービス費との併給調整は、早く平成30年8月以降に始まるという認識でよいか。

A それぞれの制度における二重給付が発生する時期は、お見込みのとおり。

なお、併給調整により返還が必要となる障害福祉サービス等利用者負担は、高額介護（予防）サービス費【年額】については平成29年8月利用分（新高額障害福祉サービス等給付費との併給調整については平成30年4月利用分）、高額医療合算介護サービス費については平成30年4月利用分からとなる。

Q12 平成29年8月利用分より高額介護（予防）サービス費【年額】が開始されているが、すでに発生している高額介護（予防）サービス費【年額】と高額障害福祉サービス等給付費との重複支給分についても、今後委任状の提出を受ければ、平成29年8月利用分より併給調整の対象として取り扱ってよいか。

A 差し支えない。なお、本人にその旨を説明すること。